

公益社団法人大日本山林会会費規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人大日本山林会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

(イ) 個人 毎年 10,000円以上

(ロ) 法人 毎年 20,000円以上

(2) 賛助会員

(イ) 個人 毎年 10,000円以上

又は一時金50,000円以上

(ロ) 法人 毎年 20,000円以上

(3) 一般会員

(イ) 個人 毎年 4,500円

(但し、学生は毎年2,400円とする。)

(ロ) 法人 毎年 6,000円

(改 正)

第3条 この規程は、必要と認めた場合、総会の決議により改正することができる。

(補 則)

第4条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(参考：経過説明)

- ① 平成22年5月の総会において停止条件付きで決議し、同年10月1日付けで施行。
- ② 令和6年5月の総会において決議し、翌令和7年4月1日付けで施行（正会員の会費値上げ）。
- ③ 令和8年5月27日の総会において決議し、翌令和9年4月1日付けで会員種別再編に係る定款改正に併せて施行。